1.トップランナー基準とは

トップランナー基準とは、製造事業者等に、省エネ型の製品を製造するよう基準値を設けクリアするように課した「エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下、省エネ法)」の中の、機械器具に係る措置のことです。

1979 年、「<u>エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下、省エネ法</u>)」が制定され、1997年に開催された地球温暖化防止京都会議(COP3)を受け、1998年に省エネ法は大幅改正されました。この中で、特に民生・運輸部門のエネルギー消費の増加を抑制するため、機械器具の製造段階でエネルギー消費効率を向上させることを掲げて『トップランナー基準』方式が採用されました。

トップランナーとは、自動車の燃費基準や電気・ガス石油機器(家電・OA機器等)の省エネルギー基準を、各々の機器においてエネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち、最も優れている機器の性能以上にするという考え方です(図1)。

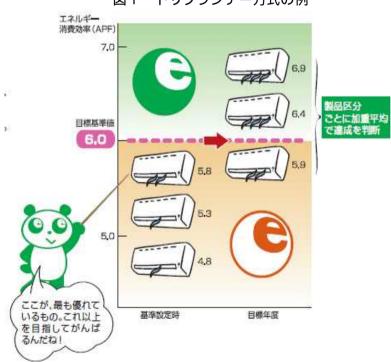


図1 トップランナー方式の例

機器の省エネ基準は1979年の省エネ法制定時に、乗用自動車、エアコン、電気冷蔵庫を対象として平均基準値方式により設けられました。その後品目が増え、1999年に現在のトップランナー方式が採用され、目標基準値が大きく引き上げられました。その後、順次対

象機器の追加が行われてきており、2014 年 11 月現在 31 品目が特定機器として指定されています。

乗用自動車、貨物自動車、エアコンディショナー、テレビジョン受信機、ビデオテープレコーダー、蛍光灯器具(電球形蛍光ランプ含)、複写機、電子計算機、磁気ディスク装置、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、自動販売機、変圧器、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダー、ルーティング機器、スイッチング機器、複合機、プリンター、ヒートポンプ給湯器、三相誘導電動機、電球形 LED ランプ、断熱材、サッシ、複層ガラス